

令和2年6月定例会 特別委員会の記録

避難地域復興・創生対策等特別委員会

委員会は、付議事件1「避難地域復興・創生等対策について」のうち、調査事項(1)「原発事故収束及び環境回復対策について」の主要事業等の進捗状況について、執行部から説明を受けるとともに、審議を行った。

付 議 事 件
1 避難地域復興・創生等対策について
2 上記1に関連する事項
調査事項及び調査内容
<u>1 避難地域復興・創生等対策について</u> <u>(1) 原発事故収束及び環境回復対策について</u> <u>① 廃炉・汚染水・ALPS処理水対策の推進</u> <u>② 除染等の推進</u> <u>③ 廃棄物等の処理</u> (2) 風評払拭対策について ① 風評払拭・風化対策の推進 (3) 復興・創生の推進等について ① 避難者の生活再建・帰還環境の整備 ② 事業者・農林漁業者の再建 ③ 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業振興と人材育成 ④ 復興・創生期間後の施策

委員長名	青木稔
委員会開催日	令和2年7月6日(月)
所属委員	[副委員長] 橋本徹 江花圭司 [理事] 神山悦子 渡部優生 [委員] 瓜生信一郎 吉田栄光 高野光二 遊佐久男 先崎温容 伊藤達也 佐藤郁雄 渡辺康平



青木稔委員長

(7 月 6 日 (月))

神山悦子委員

処理水の取扱いについて、4月6日に知事から国に対し正確な情報発信等の取組を求めたとのことだが、公聴会はこれで終わりなのか。今後の公聴会の開催を含めたスケジュールはどのようになっているか。また、今夏頃までに結論を出すとの報道を目にするが、県はどう捉えているか。

原子力安全対策課長

政府による意見を伺う場については、先月末までに4回開催された。5回目の開催についての情報は現時点でまだない。書面による一般からの意見の募集については、7月15日までとされている。

なお、政府からは、いつまでに決定するというスケジュールありきの話ではないと聞いている。

神山悦子委員

一部報道では、夏頃の結論は難しいのではないかと、あるいは秋頃に結論を出すのではないかとあるが、どうか。

原子力安全対策課長

政府においては、いつまでに決定するとスケジュールを定めた議論はしていないと認識している。

神山悦子委員

スケジュールについて承知した。

県内からは様々な意見が相次いでいる。新型コロナウイルス対策のため公聴会がリモート形式で開催され、直接ではなく一人ずつ意見を述べる状況になるなどこの間、知事が言う様々な県民の意見を聴取することはできていなかったのではないかと思う。

会津地方を含めた県内市町村議会において、6月定例会までに現段階で20の市町村からトリチウムを含む処理水の海洋放出に明確に反対する、あるいは慎重な対応を求める意見が出されている。また、漁業関係者の意見を聴くべきとの意見や風評被害対策が必要であるとする意見が多く出されている。本県議会においても2月に「トリチウム水の処分方法については、当県の幅広い関係者から丁寧に意見を聴取するとともに、新たな風評を助長しないよう風評対策の拡充・強化と併せて示すことを求める意見書」を可決しており、これを合わせると21になる。

県内59市町村のうちこれだけの数の市町村から意見が相次いでいることは、まだ判断すべき時期ではないと考える。県はこれらの意見をしっかりと国に伝え、夏までの結論は見送るべきとはっきり言うべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

政府においては、新型コロナウイルス感染拡大の中においても処理水への関心が低下することのないよう努め、幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら慎重に対応方針を決定してほしいと考える。また、県内市町村議会からの意見書の提出については、政府がしっかりと受け止め、慎重に検討してほしい。

神山悦子委員

慎重に検討すればよいだけの問題ではなく、海洋放出はすべきでないとの意見に県は応えるべきであり、そのことを国に伝えるのが県の役割である。

処理水の中身についてはトリチウムだけを問題としているが、そもそもトリチウム以外にも基準を超える核種が処理水に含まれるとの事実は残っている。東京電力は放出する前にもう一度処理することで基準値以下にする主張するが、これでは風評被害はなくなり県民を愚弄していると思う。

県は、トリチウムだけの問題ではないとの認識になぜ立たないのか。

原子力安全対策課長

ALPSにより処理した水について、現在地上タンクで保管されているうちの約7割が国の基準を超えている。この原因としては、過去に敷地境界の線量を低下させることを優先したため、処理の速度、稼働率を優先させたことがある。直近では本来のALPSの性能が発揮できる運転をしており、2019年4月以降約12万m³の処理をし、全て国の告示濃度を下回っている。

なお、国のALPS小委員会の報告書において、基準を超える水については二次的な処理を行い、トリチウム以外の放

射性物質を除いた形で取り扱うとしている。

神山悦子委員

これは本県だけの問題ではない。全国漁業協同組合連合会が反対する特別決議を行うなど日本全国の問題となっている。また、国連人権委員会から海洋放出に対する疑義が指摘されており、世界中の問題となっている。トリチウムも大量に放出すれば人体に影響がないとは言えないはずであり、現時点で放出すると結論を安易に出すべきではないと思う。地上で現在のタンク保管を維持し、その間に世界の英知を集めて分解できる方法を模索すべきである。

国連の指摘に対して、県はどう考えるか。

原子力安全対策課長

国連の特別報告者が、トリチウムを含む処理水の議論についての見解を示していることは承知している。コロナ禍の中で議論をスケジュールありきで進めるものではない等の意見である。

政府においては、このような状況においても国民の関心が低下することのないように努め、関係者の意見を丁寧に伺い慎重に対応方針を検討してほしい。

神山悦子委員

そのとおりであり、コロナ禍がまず最優先課題である。県民一人一人の意見は一般からの意見の募集の中で少しは反映されるかもしれないが、論議される場がないまま今夏に決定することは絶対にあってはならない。国に対し、県から強くそのことを申し入れるべきである。

原子力安全対策課長

県としては4月6日に知事が直接政府に意見を述べたほか、幅広い関係者の意見を聴いて慎重に判断するよう国等への要望として随時申し入れている。

神山悦子委員

除染関係について聞く。

福島労働局が先日、この1年間の福島第一原子力発電所での廃炉作業や県内除染業務等を行う事業場へ行った監督指導結果を公表した。廃炉作業で188事業所57.8%、除染等業務で90事業所68.7%で労務管理関係等の違反があったとしており、6～7割の事業所で相変わらず違反が認められる結果であった。

この結果についての認識があるか、また、このことに対する県の考えを聞く。

除染対策課長

例年福島労働局が定期的に公表しているものだが、県としてはこれまで市町村や業界団体等に対し労働関係法令の遵守の徹底を要請してきた。引き続き国の関係機関や市町村等と連携し、様々な機会を通じて指導の徹底を図り、除染事業における適正な労働関係の確保に取り組む。

神山悦子委員

原発労働者等危険手当については1万数千円だったと思うが、今も同じように支払われているか。また、除染労働者に対しても同じように支払われているか。金額と、きちんと支払われているかを併せて確認する。

除染対策課長

除染作業員の賃金については適正に支払われているものと認識している。

神山悦子委員

適正とは幾らか。

除染対策課長

金額の詳細は手元にない。

神山悦子委員

最近では報道があまりされなくなり、最初の頃のように全く支払われていない実態にはないと思うが、実際は最低賃金

すれすれであったり様々な問題があると聞く。賃金や危険手当はきちんと支払われなければならない、かつてはいわゆる暴力団関係の人集めの問題があった。その辺りの実態を掴む必要があると思うが、県は調査を行っているか。

除染対策課長

作業員の労務管理については、労働関係法令等の遵守の徹底を要請するとともに労働基準監督署と連携して年に数回合同パトロール等を実施し、実際に現場に出向き、調査指導等を行っている。

環境省が示している除染工事の労務単価は、作業指揮者が2万3,600円、特殊除染作業員が2万4,800円、普通除染作業員が1万9,100円となっている。

神山悦子委員

危険手当としては6,000円台と聞いている。下請け業者にあっても手当を含めた賃金の支払いが徹底されているか調べる必要があると思うが、どうか。

除染対策課長

さきに述べた労務単価については、国が示している除染事業の設計単価であるため、実際に作業員に支払われている金額とは異なるものと思われる。

神山悦子委員

賃金や手当については、中間貯蔵施設への運搬作業を含め作業の質や安全性に関わる問題として、時には抜き打ちで調査するなどの必要があると思う。何次の下請け業者であっても基準に則った額がきちんと支払われなければならない。

10年目の節目として、賃金等については労働者に支払われるところまでもう一度改めて検証する必要があると思う。次の機会まで実態を調べるよう要望する。労働基準監督署や労働局だけでは解決しない問題であり、県として関わるよう願う。

青木稔委員長

設計単価ではなく受注単価を説明できるよう願う。

渡辺康平委員

トリチウムを含む処理水について、知事から国に対し具体的な風評対策の提示と正確な情報発信の取組を求めたとのことだが、具体的な内容を聞く。

原子力安全対策課長

風評対策については、震災以降県民が必死に努力している中、トリチウムの問題が重なることでさらなる風評被害となるおそれがあることから、その具体的な対策を求めたものである。

正確な情報発信については、トリチウムに関する正確な情報が伝わっていないことによる不安等があることから、正確な情報として、トリチウムが自然界で発生するものであることや国内外の原子力施設において発生しているが適正に管理されていることなどを国内外に対して広く発信してほしいとの内容である。

渡辺康平委員

誤った情報が飛び交うことがあってはならず、国内外に情報発信すべきである。英語、中国語、ハングル語でトリチウムの性状を正しく客観的、科学的に知ってもらえるよう、国や東京電力に対して今後さらなる予算づけを行い県外国外への情報発信を強化するよう要望願う。

説明資料1ページの原子力安全監視対策事業について、3「広報・調査事業」とあるが、具体的内容を聞く。

原子力安全対策課長

パンフレット、インターネットによる動画配信及び冊子等の広報媒体や地元の小学生等を対象とした講座の実施等を通じて、廃炉に向けた取組及び県が安全確認を行った結果を広報する内容である。

渡辺康平委員

県内におけるこの問題については、県が主導権を握り、科学的な情報や客観的な情報等議論の前提になるものを積極的

に打ち出して議論を進めるよう願う。

神山悦子委員

ただいまの渡辺委員への答弁中のトリチウムに関する県の認識は全く違うと思う。正確な情報だとは思えない。

トリチウムについてはこれまでも国内外の原発で適正に管理しているというが、これは事故が起きた原発であり、本県は既に甚大な被害を受けている。処理水を放出することによる被害は化学的に分解できるできないだけでは済まない話であり、社会的影響をきちんと把握することが、そこで暮らす県民の願いである。その立場から県は考えなければならず、化学的に分解できるか否かだけを海外に発信したところで本当の情報は伝わらないと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

トリチウムに関する科学的な情報としては、自然界において発生する放射性物質であること、また、健康への影響については国の小委員会報告書の中で疫学的に見て関連性は結論づけられていないことと認識している。

神山悦子委員

私は納得していないし、県民もそうは見えていないことを指摘しておく。

説明資料11ページの森林環境モニタリング調査事業について、森林の除染を含めてあまり進捗は見られないと思うが、状況を聞く。

また、帰還困難区域の除染について、この間動きがあった。飯舘村では除染をしない場所があることを容認する一方、それ以外の帰還困難区域を抱える町村では除染をしっかりやってほしいとの意見がある。この状況を確認する。

森林計画課長

当事業では森林における空間線量や立ち木、土壌等の放射性セシウム濃度を調査するとともに、森林整備等による放射性物質の拡散抑制・低減効果検証を実施しているものであり、森林除染を行うものではない。

除染対策課長

帰還困難区域の状況については、除染作業の十分な進捗が避難指示解除要件の一つの柱と考えており、解除のために必要な除染については国が責任をもって取り組むべきと考える。

なお、帰還困難区域の除染については、国に対し先月行った政府要望の中で拠点区域内の除染を確実に実施することと併せ、拠点区域外の除染の具体的方針を早急に示すよう求めている。

神山悦子委員

要望に対し、国はどのような反応であったか。

除染対策課長

関係市町村の実情に配慮しながら政府全体で検討を進めるとのことであった。

吉田栄光委員

トリチウム水を含む処理水の取扱いについては、先ほど正確な情報との答弁があったが、拙速に結論を出すのではなくしっかりと国において議論してもらい、県民や国民の理解を得られる形となるよう県から強く求めるよう願う。

また、神山委員の質問に関連するが、飯舘村ははじめ帰還困難区域を抱える6町村については、震災・原発事故から10年目を迎え、状況は様々に変わってきた。そのような中、飯舘村にあっては約20軒弱が帰還困難区域内に位置するが、今後の将来を展望する上で議会を含め村民がある程度の方角を出して要請したものと理解する。

一方で帰還困難区域について、除染はもうせずに避難指示を解除するとも受け取れる報道があったが、決してそうではないと思う。国はそうには答えていない。特定復興再生拠点区域についてはこれまでの除染と異なり、国費で公共事業として除染を行い避難指示を解除し、居住、復興を目指す状況にあり、今後、拠点が延長され拡大していくというのが5町村の首長を含めた議会の考え方であると理解する。

そのような認識でそごはないか、部長に確認する。

生活環境部長

帰還困難区域の除染については、各市町村の置かれた状況、避難指示解除に向けた取組の進捗、実情が異なってきている。それらの現状を踏まえ、飯舘村は独自の要望を上げ、国において、今後の避難指示解除に向けた在り方、仕組みづくりを検討していると承知している。県としては、国による仕組みづくりの方向性を注視するとともにそれぞれの市町村の思いを十分に受け止め、丁寧な対応を国に求めつつ対応していきたい。

吉田栄光委員

現在国においては、「帰還困難区域について除染をしないで避難指示を解除する」とは、少なくとも5町村に対しては言っていない。今の基本的な考え方は、今後、復興再生拠点の拡大を図っていくことであると理解する。再度県の考えを聞く。

生活環境部長

特定復興再生拠点区域の拡大あるいは今後の避難指示の解除に向け、国において線量の低減措置等環境整備を前提とした検討が進められている。県としてしっかり確認していく。

神山悦子委員

森林環境モニタリング調査事業について、除染の実施を内容とはしていないことを理解した。

立ち木、土壌等の放射性セシウム濃度を81か所で調査しているとのことだが、これまでの推移や現状はどうか。

森林計画課長

震災直後の放射性物質が降り注いだ時期は、立ち木にほとんどの放射性物質が付着していたが、令和元年のデータによれば9割以上が土壌に移行している状況が確認されており、現在、森林内の放射性セシウムの90%以上が土壌の0～5cmの間に分布している。

神山悦子委員

濃度についてのデータはあるか。どのくらいの値か。

森林計画課長

手元にないため、追って提出する。

神山悦子委員

広葉樹の場合、土壌から放射性物質が再び吸い上げられ、萌芽枝の放射性物質含有がまた増えるということがこの9年間繰り返されているのではないかと思うが、傾向はどうか。

森林計画課長

広葉樹萌芽枝に含まれる放射性セシウム濃度については、コナラの場合、震災直後の平成25年は336Bq/kgであったが、令和元年は69Bq/kgと減少している。まだ少し萌芽枝に放射性セシウムが残っている状況である。

高野光二委員

調査事項において「汚染水」と「ALPS処理水」が明確に分けられたことは、汚染水を流すのではないとの前提に立つ意味で意義あるものと理解する。

トリチウムは安全と言いながら海洋放出は許されないとの方向性が国民的世論となり、世界でも反響を呼んでいるのは、ALPSで処理した水の7割強にトリチウム以外の放射性物質も残存していることが当初の説明と異なって明らかになったことが挙げられると思う。そこで現在、完全にトリチウムだけが残存すると断言できる処理水は全体のどれくらいになっているのか。

原子力安全対策課長

2020年3月末現在でALPSで処理された水約109万8,000m³のうち約31万8,000m³、率にして29%程度が法令で示された基準を下回っている。

高野光二委員

トリチウム以外の放射性物質が除去され、トリチウムだけを含む水が全体の29%との理解でよいか。

原子力安全対策課長

基準を超えている水が全体の71%程度である。トリチウム以外の放射性物質も含む水が7割程度である状況は変わっていない。

高野光二委員

71%が70%になったということか。1%の進捗ということか。

原子力安全対策課長

約7割が基準を超えている水であり、細かくパーセンテージで示すと71%となる。

高野光二委員

よく理解できない。この問題に関しては請願も多く出されていることから、現状を確認する意味で、委員長の計らいで現在量を示した資料の提出を願う。

問題が発覚した時点では全体の76%が基準を超える放射性物質を含む処理水の量であったと記憶しているが、その後の推移をまず押さえる必要がある。その上で今後どうするか議論になっていくべきところ、前提となる情報が知らされていない中で公聴会をするからおかしくなる。住民は納得しない。県においてもそこをよしとはしていないわけであり、議論の前提となる情報に関する国の対応や関係者からの誠意ある説明が求められると思う。

原子力安全対策課長

A L P S 処理水の貯蔵量に関するデータについては後ほど提出する。

国による意見を伺う場や国民からの意見では、トリチウムに関する情報が不足していることや具体的な風評対策が示されていないことが意見として多く出されており、情報発信について引き続き国に求めていく。

高野光二委員

放出するとなれば、農産物や観光業を含めあらゆる分野に事実的な風評が伴うことを県民は心配しているし、広く捉えれば外国人は日本には行きたくないとなる。今の状況、県民や団体の意見をしっかりと国や関係機関に求めていくことが大切である。よろしく願う。

次に、中間貯蔵施設についてだが、減容化を図りつつ最終的に貯蔵されているものについて30年後に県外に持ち出すとの約束が国との間で取り交わされている。その詳細に、域内である程度の再生利用をし、再生利用しきれないものは県外へ持ち出すとの内容があると承知しており、再生利用ができる線量のもは再生利用するとの方向で進んでいると思うが、現状を確認する。

中間貯蔵施設等対策室長

再生利用は、国が中間貯蔵施設に搬入したものの最終処分を実施するために土壌量を減らす目的で行うものであり、再生利用できなかったものは30年以内に県外で最終処分されるものと認識している。

高野光二委員

再生利用しないものであっても中間貯蔵施設に残っているものは30年後に県外へ持ち出すとのことだと思うが、その前提として、再生利用できるものは再生利用するとの理解でよいか。

中間貯蔵施設等対策室長

8,000 Bq/kg以下の除去土壌について再生利用を行うことを国が進めているが、あくまで国の取組であり、県としては30年以内に県外で最終処分してもらうとの認識である。

高野光二委員

30年後は中間貯蔵施設から搬出され、ものがなくなると理解した。

国が進めている事業ではあるが、参考まで実証事業を含めた再生利用を目的とする事業は現在どのくらいあるか。

中間貯蔵施設等対策室長

除去土壌再生利用の実証事業については、飯舘村及び南相馬市小高区において進められているほか中間貯蔵施設内で実

施している。それ以外はない。

青木稔委員長

先ほど高野委員から求めがあった資料は提出できるか。

原子力安全対策課長

会期中に提出する。

神山悦子委員

高野委員の質問に関連して、J ヴィレッジにおいて東京電力が高い濃度の除去土壌を再利用したとの報道があるが、県はどう把握し対応しているか。

中間貯蔵施設等対策室長

東京電力がJ ヴィレッジにおいて実施したものは、あくまでJ ヴィレッジの原状回復工事であり、そこで行われているものについては再生利用には当たらないとされている。

神山悦子委員

よく分からない。J ヴィレッジの中だけで処理したということか。除去土壌を敷地外に搬出したと認識しているが、敷地内でやっていたら再生利用には当たらないとなるのか。法律上そうはならないと思うが、どうか。

中間貯蔵施設等対策室長

東京電力がJ ヴィレッジで行った原状回復工事により発生した土壌の搬出先等について、特に県では把握していない。

神山悦子委員

把握はしていなくても報道があった以上汚染土壌に違いないと考える。勝手に行ってよいはずはなく、放射性物質の扱いは法律で定められている。厳しく指導すべきであり、どのように扱ったのかを明らかにすべきと思うが、どうか。

中間貯蔵施設等対策室長

民間事業者である東京電力が行った原状回復工事で発生した土壌は、放射性物質汚染対処特措法の対象ではなく除去土壌に該当しない。除染で発生した土壌とは別のものとする。

神山悦子委員

別のものと扱うにしても東京電力だから何をやってもよいわけではないはずである。東京電力は本県の原発事故を起こした国とともに原因者の一人である。民間事業者だから言えないというのは全くおかしいと思う。事実関係だけでもきちんと調べるべきと思うが、どうか。

中間貯蔵施設等対策室長

民間事業者が行った工事により発生した土壌の処分については、特措法の対象となっていない。土壌は東京電力が関係機関等に確認の上、適正に処理していると理解する。

環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

東京電力が行った原状回復工事については、原発事故収束の拠点として東京電力が使用していたJ ヴィレッジの一部分において、収束作業が終わったことから元に戻すための様々な工事を実施したものである。

J ヴィレッジの所管は企画調整部であり、生活環境部としては法律的にどのような整理になるかということだが、放射線物質汚染対処特措法に基づいて除染実施者が除染実施計画に基づき行ったものが除染であり、それが中間貯蔵施設に約30年格納されて県外に搬出されるとのルールである。法律的な立てつけとしては原状回復工事であり、事業実施者がしっかりと責任を持って取り組むものとする。

神山悦子委員

私も県民も疑義は晴れない。東京電力は単なる民間事業者ではないし、汚染土壌の扱いについては今後も県としての対応が求められており、東京電力の対応を厳しく見る必要があるのではないかと。

汚染土壌のみならず空間線量がなぜ高いのかについても環境団体から話があり、とても気がかりである。そういう観点

で県も検証すべきと思う。自分の敷地であることが好き勝手にできる理由にはならない。

厳しく監視し、疑義があればきちんと問いただし県民に知らせるのが県の役割である。厳しく指摘しておく。